

# 宝塚市立安倉中学校いじめ防止基本方針

宝塚市立安倉中学校

## 第1章 いじめ防止などのための対策の基本的事項

### 1 本校の方針

本校は、人間尊重の精神を基盤とし、学校を「心とからだと頭を鍛える場」としてとらえ、教職員の共通理解の下、人間性豊かな生徒の育成を目指して、一貫した実践研修に努めている。また「知恵を磨き 感性を磨き 心を磨く」を学校教育目標として、「生きぬく知恵を培い、未来を拓く人間の育成」「心に響きあえる感性を養い、命を大切にできる人間の育成」「思いやりの心を持ち、助け合って生きる人間の育成」を目指し、教育活動に取り組んでいる。

本校は、いじめや暴力について毅然と指導し、組織的に適切に対応するため、本基本方針（以下「学校基本方針」と記す）を策定した。

### 2 基本的な考え方

- ①いじめはすべての生徒に起こり得るものであることを認識し、本校の最重要課題の一つとして位置づけ、決して一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に取り組む。
- ②「いじめは絶対に許されない」という考えを、あらゆる教育活動を通して、すべての生徒に理解させるように努める。その際、生徒の主体的な活動となるよう取り組む。
- ③保護者・地域の人たちの理解、協力、支援を得ながら、学校を取り巻くコミュニティ全体でいじめ問題に取り組む体制を構築する。

### 3 いじめの定義

学校基本方針において、いじめを以下のように定義する。

本校に在籍する生徒に対して、一定の人的関係のある本校に在籍する他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

### 4 いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことのないよう、いじめられた生徒の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報共有と組織的対応を行う。具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしゃやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- パソコンや携帯電話などで、誹謗中種や嫌なことをされる

## 5 いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により長期の期間を設定する。

### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

## 6 いじめ防止のための基本理念

本校のいじめ防止などのための対策の基本理念は、「いじめ防止など」が子どもの人権・権利を守る取り組みであるとの認識のもと、以下のとおりとする。

- ①いじめ防止などのための対策は、すべての子どもに関係する問題であることに鑑み、子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ②いじめ防止などのための対策は、すべての子どもがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する子どもの理解を深める。
- ③いじめ防止などのための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、宝塚市、教育委員会、学校並びに保護者や地域の連携及び協力の下、社会全体でいじめの問題を克服する。

## 第2章 本校が実施する施策

### 1 いじめ防止などのための組織の設置

いじめ防止などに関する措置を実効的に行うための組織として、いじめ防止委員会を設置する。いじめ防止委員会は、「生徒指導上の問題」が、「いじめ」に当たるのかを判断し、いじめの解消に向けた対応に当たるだけでなく、いじめの防止などに向けた教育課程の編成・実施など、より積極的な機能や役割を担うことのできる組織とする。

#### (1) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、生徒指導担当教員、不登校担当教員、生徒支援担当教員、研究推進担当教員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、各学年代表とする。ま

た、個々のいじめ事案の対処などにあたっては、当該事案に関係の深い教職員を追加するなどの柔軟な組織とする。さらに必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師など外部専門家の参加により、より実効的ないじめ問題の解決に資する体制とし、チームとして取り組む。

## (2) 役割

いじめ防止委員会の役割は以下のとおりとする。

- ①「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的にいじめの認知を行うことができるように組織体制を確立する。
- ②学校基本方針に基づき、いじめ防止などの取り組みに関して、教育課程の編成・実施など具体的な年間計画を作成するとともに、その実施結果を検証する。また、必要に応じて、学校基本方針を改訂する。
- ③いじめの相談・通報の窓口となるとともに、いじめが疑われる情報や生徒の問題行動などに係る情報を収集・記録する。
- ④いじめが疑われる情報があった時には定例または緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、いじめの有無の判断、指導及び支援体制・対応方針の決定を行う。
- ⑤校内研修を企画し運営する。
- ⑥部活動での問題についても共通理解を図り、組織的対応を行う。
- ⑦いじめ防止などに関して保護者や地域の協力を得るとともに、保護者や地域に対して学校の取り組みに関する情報提供を行う。
- ⑧第3章で述べる重大事態の調査を行う。ただし、当該事案の性質に応じ、適切な専門家を加えて対応する。

※いじめ防止委員会を中核として、すべての教職員でいじめ防止などの共通理解を図り、学校全体でいじめ防止などに関する対策を行う。また、教職員は、いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、一人で抱え込むことなく、管理職や学年職員に相談するほか、いじめ防止委員会に報告し組織的対応を行う。

## 2 学校評価による年間計画の見直し

学校基本方針に沿って実施したいじめ防止などのための取り組みや校内研修などの取り組み状況などを学校評価の評価項目に位置づけ、P(計画)、D(実施)、C(検証)、A(改善)サイクルの中で、定期的に点検、評価を行い、年間計画を見直していく。

## 3 いじめの未然防止

### (1) 意義

すべての生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、安全・安心に学校生活を送るとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる授業づくりや集団づくりに努めることで、学校全体としていじめの未然防止に取り組む。

### (2) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じて、生徒一人一人の内面理解に基づき、すべての生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。このことを基盤

として、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動などを充実させ、命や人権を尊重する豊かな心を育成する。

#### **ア 人権教育の実施**

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことをすべての教職員が認識するとともに、生徒一人一人がしっかりと理解し、互いの人権を尊重する心を育む。本校では、すべての教育活動の中に常に人権尊重の視点を持ち、取り組んでいるが、人権週間における重点的な取り組み、人権参観を通じた生徒の学びと保護者への啓発など、あらゆる機会の中で人権教育を進めていく。

#### **イ 道徳教育の実施**

いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育成するにあたっては、生徒が生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を持たせる。そのために、「あすを生きる」「兵庫県道徳教育副読本」などの教材を活用しながら、充実した道徳教育を計画的に進める。

#### **ウ 体験活動の実施**

体験的な活動は生徒の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感を醸成する。1年生の転地学習、2年生のトライやる・ウィーク、3年生の修学旅行をはじめとして、体育大会、安倉祭など、その他多様な体験活動を計画的に進める。

#### **エ 部活動における指導**

「宝塚市立中学校部活動ガイドライン」に則り、生徒の主体性、自主性を育む部活動指導をとおして、いじめなどの発生防止を含めた適切な集団づくりを行う部活動文化の醸成を図る。

指導に当たっては、「連帯責任」を取らせるなど、特定の部員に対して非難が向けられるような指導ではなく、対話を重視した指導を行う。また、部活動内でのいじめや生徒指導上の問題を部活動内に留めることなく、いじめ防止委員会などで情報共有を行い、適切な対応を組織的（顧問と他の教職員、部活動の外部指導者、保護者との連携のもと）に行う。

#### **オ わかる授業づくり・楽しい授業づくりの推進**

学力に不安がある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめなどの問題行動を生む一つの要因となっている。そのため、生徒にとって学ぶ喜びを感じることができるよう「分かる授業・楽しい授業」を推進し、基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を持たせることが、生徒の心や生活を安定させ、いじめを予防する手立ての一つとなることを教職員一人一人が認識し、授業改善に取り組む。

### **4 いじめの早期発見**

#### **(1) 意義**

教職員は、いじめが大人の目につきにくい場所や時間で行われるなど、気付にくいこと、また、一見遊びやふざけているように見えることがあり、判断が難しいことなどを十分認識し、生徒の様子、人間関係、服装や持ち物の変化など、些細な兆候を見逃さず、いじめを見極める目を持ち、早い段階から組織的に関わりながらいじめの早期発見に努める。

#### **(2) 定期的なアンケート調査などの実施**

いじめの実態把握のための「いじめアンケート」を原則としていじめが疑われる場合など、実態に応じて即時実施するとともに、少なくとも学期に1回以上実施し、担任などによる面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。アンケートの実施に当たっては、記名、無記名、記入場所、提出方法など、アンケートの内容に応じて配慮する。

### **(3) 教職員と生徒との良好な人間関係の構築と相談機能の充実**

生徒や保護者から、安心して相談してもらえる教職員であるよう、日ごろからコミュニケーションを密にして、良好な人間関係の構築に努める。また、アンケート実施後に相談週間などを設けるとともに、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用するなど、学校の相談機能の充実に努める。さらに、いじめについて相談する窓口を周知し、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。

この相談体制が適切に機能しているかなどについて定期的に点検するとともに、相談体制について、学校だよりや保護者懇談会、PTAの会議、地域の会議などを通じて広く周知する。

### **(4) 生徒の援助を求める力の育成**

学校は相談機能の充実に努めるとともに、自殺予防プログラムなどを実施し、生徒が自分自身や友達の危機に気づき、問題を一人で背負い込まずに対処をしたり関わったりし、信頼できる大人に相談することの重要性を理解するなど、生徒が他者に援助を求める力の育成を図る。

## **5 いじめへの対処**

### **(1) 意義**

教職員は、いじめを発見し又は相談を受けた場合には、速やかに管理職及びいじめ防止委員会に報告し、組織的な対応を行う。

指導に際しては、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。生徒をしばらく見守るという対応については、援助を求めた側が、自分は見守られているということを感じることができるように対応する。また、すべての教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応を行う。

### **(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応**

教職員は、遊びや悪ふざけなどであっても、いじめが疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者などから「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に話を聞く。また、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

いじめを発見したときやいじめに関する通報を受けたときには、いじめ防止委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。加害生徒に対して学校が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず

ず、十分な効果が見られず、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察などと相談して対処する。

### **(3) いじめを受けた生徒や保護者への支援**

教職員は、いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない。必ず守る。」ということをはっきりと伝える。また、生徒の個人情報の取扱いなど、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。

家庭訪問などにより、できるだけ迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、いじめを受けた生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族、地域の人などと連携し、当該生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、必要に応じて加害生徒を別室で指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉の専門家、医師、警察など外部人材の協力を得る。

いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。また、聞き取りやアンケートなどにより確認した事実は適切に保護者に提供する。

### **(4) いじめた生徒への指導、その保護者への助言**

教職員は、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、速やかにその保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

なお、いじめた生徒がいじめを行った背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱いなど、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。いじめの状況に応じて心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、教育上必要と認めるときは、生徒に対して懲戒を加えることや、教育委員会による出席停止、警察との連携による措置を含め、毅然とした対応をする。

### **(5) 周囲の生徒への働きかけ**

教職員は、いじめが発生した際、それを知り、見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、たとはいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

なお、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を学級での話し合いなどによりすべての生徒に行き渡らせるようにする。

### **(6) 教育委員会との連携**

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、その指導助言などによる支援を得ながら、校長が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。また、経過観察・解消などのいじめ事案の状況を適宜、教育委員会に報告し、教育委員会との連携を図る。

## 6 生徒の主体的な活動の推進

### (1) 意義

いじめの防止は教職員だけが取り組むのではなく、生徒がいじめをしない、許さない、見逃さないという強い意識を持つことが大切である。学校全体でいじめ防止などに取り組むには、生徒と教職員との対話を通して、生徒の考えを実現していく観点から、生徒の主体的な活動を、特別活動をはじめとする教育課程に位置付けるなど、指導上の方向性を明確にする必要がある。

### (2) 内容

生徒会活動やの中で、生徒一人一人に居場所のある学級や学校にしていくために、「学校のきまり」や「制服や服装」、いじめの防止などに関する取り組みを議題としたり、学級活動の中でもいじめのない学級づくりを取り上げたりするなど、生徒自らが自分たちのできることについて考えさせる。具体的には、次のような内容が想定できる。

- ①「多様性」を認め合える学級や学校とはどのようなものか
- ②どのようにすれば、いじめが起こらない学級・学校づくりができるのか
- ③いじめが起こったとき、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか

### (3) 留意点

生徒が主体的に活動できるようにするために、教職員は以下の点に留意する。

- ①学校全体としていじめを許さない意志の形成と、人権を尊重し他者を傷つけない学校文化の形成
- ②すべての生徒が居場所と役割を感じることができる学級づくりや行事の活性化
- ③学校のすべての教育活動を通じた、生徒の自尊感情や社会性の育成

## 7 特別な支援を必要とする生徒への配慮

特別支援学級だけでなく通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の中には、他の生徒との間にトラブルが生じた際に、自分の思いを表現することが困難な生徒も在籍している。このような生徒に対するいじめを未然に防止し、または発生したいじめを早期に発見し、対処するために、全教職員による支援体制の構築に努める。また、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てていくため、個々の生徒を尊重する教育の推進し、養護学校と本校、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進する。

## 8 ネットいじめへの対応

### (1) 意義

ネット上によるいじめについては、大人が見えにくい中で行われることが多いこと、また、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性があることに留意して対応する。

### (2) 内容

インターネットなどを介したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校では、「授業づくり」「集団づくり」「生徒の主体的な活動」などの取り組みとともに、生徒、保護者に対して、警察や通信事業者などと連携を図り、「サイバー犯罪防止教室」の開催や、情報モラルに関する教育に取り組む。また、スマートフォンなどを第一義的に管理する保護者に対しても家庭における保護者の責務や家庭での教育の必要性について周知する。

教職員は、生徒の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高く張る必要があり、ネット上の不適切な書き込みや画像などについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害などがあった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

こうした措置をとるに当たり、教育委員会に報告するとともに、必要に応じて法務局などの協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。また、法務局などにおけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取り組みについても周知する。

## 9 学校園間の連携

### (1) 意義

いじめについては小学校などと連携を図り、児童生徒についての情報、いじめ防止などの取り組みなどについて共有する。

### (2) 内容

校区内の小学校と本校の教職員が集まる会議を定期的を開催し、情報交換を行う。また、進学時に合わせ、小学校との引き継ぎ会の中で、児童の情報などについての情報共有を行う。

### (3) 留意点

学校間の連携については、日ごろから児童生徒や教職員による交流を積極的に行い、互いに関係を深める。具体的には、保幼小中養連携プロジェクト委員会の中学校区実践交流会を活用し、管理職や教職員が情報交換を行う際、地域や幼児児童生徒の実態、中学校区内の教育方針・取り組みなどを話し合うことで、15年間を見通した教育の連携を推進する。

## 10 家庭や地域との連携

### (1) 意義

生徒を取り巻く多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校はPTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築する。

### (2) 内容

保護者や地域、関係機関が参画する学校評議員会や青少年育成市民会議などにおいて、いじめ防止などについて情報交換や意見交換を行い、地域とのネットワークづくりを推進する。

### (3) 留意点

いじめ防止などに関して、保護者や地域の協力を得るために、日ごろからホームページや学校通信などでいじめ防止委員会の役割などの情報や学校の取り組みを積極的に発信するほか、オープンスクールの実施など、開かれた学校づくりに努める。

## 11 教職員研修

### (1) 意義

いじめ防止などのための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教

職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が必要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止などに関する意識を高めることが有効である。また、生徒の些細な変化などに気づき、適切に対応するための感性や資質の向上を図る。

## (2) 内容

生徒一人一人が自尊感情を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、カウンセリングマインドなど生徒理解による生徒指導のあり方など、多様な内容の研修を行う。

また、学校基本方針やいじめ防止などの年間計画を教職員全員が共有し、個別の事例研究を行うことなどにより、教職員の共通理解を図る。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用することにより、教職員の資質向上を図る。

## (3) 留意点

「いじめ防止などの研修」は、必ずしも特定の領域に特化できるものではなく、生徒指導をはじめ学級経営、集団づくり、授業づくり、生徒理解など、多様なテーマにおよぶものである。教職員がこれらの研修を「いじめ防止などの研修」として、少なくとも年に1回以上、年間計画に位置付け、形骸化することなく、実態に応じた内容で、積極的な意義を見出し、教職員の共通認識や問題意識が形成されるよう行う。

## 1 2 教職員がゆとりをもって生徒と向き合う時間の確保

ノー会議デー、ノー部活デー、定時退勤日の実施、事務作業や会議の効率化、部活動の運営の改善などを一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって生徒と向き合う時間を確保し、一人一人の生徒の状況や学級集団などの様子を日常的に把握するなど、いじめの防止などに資する体制を整備する。

## 第3章 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味

重大事態を次のように定義する。

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- a 生徒が自殺を企図した場合
- b 身体に重大な傷害を負った場合
- c 金品などに重大な被害を被った場合

d 精神性の疾患を発症した場合

②の「相当の期間」については、文部科学省の「児童生徒の問題行動など生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したのものとして、報告・調査などを実施する。

調査に当たっては、いじめの事実を明らかにするとともに、同様の事案の発生の防止に全力で努める。

## 2 学校による調査

### (1) 重大事態の報告

重大事態が発生し、それを認知したときは、速やかに教育委員会に報告する。また、いじめ防止委員会が、校長の指導や指揮の下、迅速かつ丁寧な調査を行う。その際、教育委員会と協議の上、必要に応じて、調査組織に外部人材の参画を図る。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

#### ア いじめを受けた生徒から聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から聴き取りが可能な場合、いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、他の生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援など行う。

#### イ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、他の生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺予防に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意して行う。

- ①背景調査に当たり、遺族が、生徒をもっと身近に知り、また背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③亡くなった生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

- ④詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、調査の目的や目標、調査を行う組織の構成など、調査のおおむねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- ⑤調査を行う組織については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）により、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑦情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、世界保健機構による自殺報道への提言を参考にする。

### 3 調査結果の提供及び報告

#### (1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、情報を適切に提供する責任

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係などその他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、経過情報を含めて適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ちあらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

#### (2) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会に報告する。また、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

## 第4章 その他いじめ防止などのための対策に関する重要事項

本校は、学校基本方針の内容について、定期的に検討し必要に応じて変更する。いじめ防止などの対応については、県教育委員会発行の「いじめ対応マニュアル」や市教育委員会発行の「教職員のためのいじめ問題対応マニュアル」を参考にする。

平成25年(2013年)4月 策定  
令和元年(2019年)8月 改訂